

平成17年 第1回 3月(定例)中間市議会会議録(第4日)

平成17年3月29日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成17年3月29日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第18号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 第19号議案 中間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 第20号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例  
(日程第1～日程第3 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第24号議案 中間市個人情報保護推進委員会条例
- 日程第 5 第25号議案 中間市長期継続契約とする契約を定める条例
- 日程第 6 第26号議案 中間市次世代育成支援対策地域協議会条例  
(日程第4～日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第8号議案 平成17年度中間市一般会計予算
- 日程第 8 第9号議案 平成17年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 9 第10号議案 平成17年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第10 第11号議案 平成17年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第11 第12号議案 平成17年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 第13号議案 平成17年度中間市老人保健特別会計予算
- 日程第13 第14号議案 平成17年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第14 第15号議案 平成17年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第15 第16号議案 平成17年度中間市水道事業会計予算
- 日程第16 第17号議案 平成17年度中間市病院事業会計予算  
(日程第7～日程第16 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第17 請願第3号 中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願  
(平成15年) 取り下げの件  
(日程第17 採決)
- 日程第18 請願第2号 北九州市との合併中止を求める請願取り下げの件  
(平成16年)  
(日程第18 採決)
- 日程第19 意見書案 発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

第 1 号

(日程第19 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第20 意見書案 消費税の増税に反対する意見書

第 2 号

日程第21 意見書案 障害者に過重な負担を強い「応益負担」導入をやめ、障

第 3 号 害者福祉制度の充実を求める意見書

(日程第20～日程第21 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第22 意見書案 全頭検査などによるBSE対策継続を求める意見書

第 4 号

(日程第22 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第23 議会運営委員会委員の選任

日程第24 常任委員会委員の選任

日程第25 第24号議案 中間市政治倫理条例

(平成16年)

(日程第25 繼続審査)

日程第26 第28号議案 平成16年度中間市一般会計補正予算(第6号)

(日程第26 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第27 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(20名)

1番 中家多恵子君	2番 山本 慎悟君
3番 佐々木晴一君	4番 植本 種實君
6番 青木 孝子君	7番 久好 勝利君
8番 杉原 茂雄君	9番 岩崎 三次君
10番 堀田 英雄君	11番 井上 久雄君
12番 湯浅 信弘君	13番 掛田るみ子君
14番 香川 実君	15番 上村 武郎君
16番 岩崎 悟君	17番 佐々木正義君
18番 米満 一彦君	19番 下川 俊秀君
20番 片岡 誠二君	21番 井上 太一君

欠席議員(なし)

## 欠 員(1名)

### 説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	大島 忠義君	助役 .....	藤井 紅三君
収入役 .....	中木 陞君	教育長 .....	船津 春美君
総務部長 .....	柴田 芳夫君	市民経済部長 .....	貞末 伸作君
民生部長 .....	是永 勝敏君	建設部長 .....	行徳 幸弘君
教育部長 .....	工藤 輝久君	水道局長 .....	小南 哲雄君
市立病院事務長 ...	上田 献治君	消防長 .....	小倉 計輝君
行政経営改革推進室長 .....			田中 茂徳君
秘書課長 .....	田中 久光君	企画財政課長 .....	牧野 修二君
総務課長 .....	中野 諭君		
行政経営改革推進室課長 .....			白尾 啓介君
人権推進課長 .....	中村 次春君	社会福祉課長 .....	伊東 久文君
介護保険課長 .....	成富 隆俊君	健康増進課長 .....	中尾三千雄君
管理課長 .....	栌野 広行君	下水道課長 .....	佐藤 満洋君
営業課長 .....	矢野 卓雄君		

### 事務局出席職員職氏名

局長 勝原 直輝君	次長 白子 優一君
補佐 小田 清人君	書記 岡 和訓君
書記 平川 佳子君	

午前10時00分開議

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますのでご了承お願ひいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願ひいたします。

・  
・  
日程第1. 第18号議案

日程第2. 第19号議案

日程第3. 第20号議案

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、第18号議案から日程第3、第20号議案までの条例改正3件を一括して議題とし、行革特別委員長の報告を求めます。香川実行革特別委員長。

行革特別委員長（香川 実君）

ご指名によりましてただいま議題となっております第18号議案及び第19号議案並びに第20号議案の一部改正条例3件の審査につきまして、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第18号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例及び第19号議案中間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例は関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本市の行政システムを抜本的に改革する必要があるため、平成17年2月1日付で機構改革を行い、新たに行政経営改革推進室を設置したものです。この推進室は、最小の経費で最大の効果を上げていく取り組みを進めるもので、来年度、新たな行政改革を策定し、機構改革に伴う関係条例の整備を行うものであります。

次に、第20号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。この条例改正は、市長をはじめ四役の給料について、平成17年4月から平成18年3月までの間、これまでの減額率をさらに上積みをし、減額を行うものであります。

なお、一般職の管理職手当の削減も引き続き行うものとしてあります。また、介護認定審査会の委員の報酬を見直すものであります。

実施時期は、本年4月1日からとなっております。

審査の中で委員から、行政経営改革推進室はすべての項目について横断的に包括的にやっていくべきではないかとの意見等がござっており、委員会におきまして委員から市長提出議案に対する修正案が提出されました。

市長提出案と修正案の改正の内容を説明いたしますと、第18号議案では、第2条改正

規定中（1）「行政経営改革に関すること。」とあるところを、修正案では（1）「第三次行政改革に関すること。（2）行政改革推進委員会に関すること。（3）行政経営改革の推進に関すること。」に改めるものであります。

第20号議案では、第1条の条例附則に1項を加える改正規定中、「平成18年3月31日」を「平成17年7月21日」に改める。第2条の条例附則に1項を加える改正規定中、「平成18年3月31日」を「平成17年7月21日」に改め、期日の変更をしてあります。

以上の審査を経まして、採決をいたしましたところ、第18号議案及び第20号議案につきましては、全員の賛成で修正案を可決いたしました。

第19号議案につきましては、原案どおり全員の賛成でいずれも可決すべきものと決した次第であります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、委員長の報告といたします。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第18号議案から第20号議案までの条例改正3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第18号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案中間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

• •

日程第4. 第24号議案

日程第5. 第25号議案

日程第6. 第26号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第4、第24号議案から日程第6、第26号議案までの条例制定3件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

総務文教委員長(上村 武郎君) おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第24号議案及び第25号議案の条例制定2件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第24号議案中間市個人情報保護推進委員会条例についてご説明申し上げます。本年4月1日から、個人情報保護法が施行されます。この法律は、コンピューターの普及と情報処理能力の著しい発達に伴い、個人情報が従来からは予想もされない形で流出、再利用される危険が増してきていることを背景に「個人の権利利益」の保護の観点から制定されたものであります。同法において、地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるべき旨を規定しております。

のことから、本市としても個人情報保護制度について、早急に検討し、その制度化を図る必要がありますので、本市における個人情報保護制度のあり方について調査審議を行うため、市の附属機関として中間市個人情報保護推進委員会を設置するものとなっております。

次に、第25号議案中間市長期継続契約とする契約を定める条例についてご説明申し上げます。昨年、地方自治法、同法施行令及び施行規則の一部改正が施行されました。これにより、財務会計制度に関する改正が行われ、長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲が、これまでの電気、ガス等に加え、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係わる事務の取り扱いに支障を及ぼすものは条例で定めることにより

長期継続契約を締結することができるようになりました。このことから、本条例を新たに制定し、長期継続契約を締結することができる契約として、電子計算機器、情報通信機器のリース契約やプログラムの使用許諾契約及び清掃や警備等の管理委託に関する契約について規定することにより、事務の円滑化及び効率化を図るものとなっております。

以上が、本条例の主な内容です。

最後に、採決いたしましたところ、第24号議案及び第25号議案とも、全員の賛成で可決すべきものと決しました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

民生経済委員長（井上 久雄君） おはようございます。ご指名によりまして、民生経済委員会に付託されました第26号議案中間市次世代育成支援対策地域協議会条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

次世代育成支援対策推進法の規定により、本年度、中間市次世代育成支援行動計画を策定いたしましたが、本行動計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、各年度において計画の実施状況を点検、評価し、その結果をその後の対策実施や計画見直し等に反映させていくことが肝要であることから、これを点検、評価するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置するものであります。

具体的には、住民代表や学識経験者、市職員を含む関係機関からなる「中間市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画の実施状況を点検、評価を継続的に行うものであります。また、この協議会は計画の実施状況を点検、評価するだけでなく、次世代支援に関するさまざまな問題提起や提案を行うものであります。本計画は、平成17年度を初年度とし、平成21年度を目標年次とする5年間の計画です。次世代育成支援推進法に基づき、平成21年度に必要な見直しを行い、平成22年度からの後期計画を策定いたします。このたびの条例は、中間市がこの行動計画を策定するために次世代育成支援対策地域協議会を設置しようとするものです。

条例の主な内容は、第1条には目的として、本市における次世代育成支援対策の推進に関し、必要となるべき措置について協議するため、中間市次世代育成支援対策地域協議会を設置する。と規定されております。第2条では、協議会委員の所掌事務として、第1号には、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の推進。第2号には、次世代育成支援対策の普及及び啓発。第3号には、地域行動計画実施状況の点検及び評価。第4号には、その他次世代育成支援対策に関することとなっています。第3条では、委員会の構成として、委員20名以内で組織すること。第2項には、委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する委員で構成する。となっております。計画策定にあたっては、学識経験者及び有識者、社会活動団体関係者、公募により選出された市民、その他市長が必要

と認めるもの。との規定になっております。

以下、委員の任期は2年とすること。さらに、委員の報酬については中間市特別職職員の給与等に関する条例の規定に定めるところにより支給する。などの規定となっております。

なお、この条例は17年4月1日から施行されます。以上が、条例の主な内容でございます。

審査の後、採決いたしましたところ、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。これより第24号から第26号議案までの条例制定3件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第24号議案中間市個人情報保護推進委員会条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案中間市長期継続契約とする契約を定める条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案中間市次世代育成支援対策地域協議会条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

・  
・  
日程第7．第8号議案

日程第8．第9号議案

日程第9．第10号議案

日程第10．第11号議案

日程第11．第12号議案

日程第12．第13号議案

日程第13．第14号議案

日程第14．第15号議案

日程第15．第16号議案

日程第16．第17号議案

議長（杉原 茂雄君） 次に、日程第7、第8号議案から日程第16、第17号議案までの平成17年度各会計予算10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

総務文教委員長（上村 武郎君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第8号議案のうち、総務文教委員会に付託されました所管部分と、第14号議案の2件について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

第8号議案平成17年度中間市一般会計予算について、まず、総論を申し上げますと、一般会計予算の総額は170億200万円であります。前年度と比較しますと3億2,400万円の減額予算となっております。また、平成17年度においては、国の三位一体の改革の推進により、地方には、さらに厳しい行財政改革が求められるなか、本市においても財政の健全化を最重要課題とし、平成15年度から始まった緊急財政健全化計画の最終年度であることから、歳入の財源確保や歳出の効率的な運用を図ることに重点を置いた予算編成となっております。

では、当委員会所管分の一般会計予算について、まず歳入の主なものから申し上げます。市税では37億9,900万円が計上されており、前年度に比べ1.2%、額にして4,400万円の増額となっております。また、地方譲与税では三位一体改革の地方交付税や国庫補助金の減額に対する国の補てん措置として、前年度に創設された所得譲与税に1億6,800万円が追加計上され、前年度に比べ8,800万円の大幅な増額となっております。

次に、地方交付税は55億200万円が計上されており、前年度に比べ4.2%、額にして2億2,400万円の増額となっています。その内訳としまして、普通交付税は47億200万円で、特別交付税については8億円です。基金繰入金については、歳出の

財源不足を補うため、前年度より1億円増額の8億3,600万円が計上されております。市債は総額12億4,000万円で、前年度に比べ7億4,200万円の大幅な減額となっています。この主な要因は、前年度の減税補てん債借換債がなくなったことと、臨時財政対策債が3億3,600万円減額となっているためあります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。総務部関係では、本年度の重要な事業である5年毎に実施される国勢調査の費用として2,300万円、今後、10年間の中間市の都市としての指針となる第四次総合計画マスターplanの策定の経費として200万円、今年夏に実施される市長及び市議会議員補欠選挙費として2,000万円、地震や洪水などの災害対策のための洪水ハザードマップの作製費用として500万円などあります。

審査の中で委員から、市税の徴収率向上の取り組みについて質疑があり、執行部から、昨年度より専任の徴収員を雇用して対応しています。訪問しても留守の場合が多いので、面接率の向上を図ることが今後の課題ですが、昨年度に比べると徴収の実績は上がってきています。との答弁がありました。

次に、消防関係では、携帯無線機及び公用車1台の買い替え費用として600万円。水害時及び河川等での遭難者救助のための船外機付き救命ボートの購入費として100万円が計上されています。

次に、教育部関係では、本年度から小中学校のトイレの改修を年次的に行うための費用として3,000万円、フレンドリーなかま国際交流事業等のいきいき教育特別推進事業に総額1,000万円が計上されています。

審査の中で委員から、フレンドリーなかまとキラキラなかまっ子の派遣人員について質疑があり、執行部から、フレンドリーなかまが14名、キラキラなかまっ子が16名で、昨年度より2名ずつ減っています。これは、いきいき教育特別推進事業の予算総額1,000万円の中で、各事業に配分を行っているため、フレンドリーなかまの派遣先であるオーストラリアの通貨との為替レートの変動も影響しています。との答弁がありました。また、国際交流事業の派遣先に韓国を検討してほしい。という意見や、中学校の学校給食について検討してほしい。という意見もありました。

最後に、第14号議案平成17年度中間市公共用地先行取得特別会計予算については、本年度から本格的に取りかかります吉田ぼた山周辺の道路改良工事、塘ノ内砂山線街路事業をはじめ周辺の丘陵地の防災工事など、岩瀬東部地区の開発事業として用地を先行取得するための経費9,000万円が計上されています。

以上の審査の後、採決いたしましたところ、第8号議案及び第14号議案とも、全員の賛成で可決すべきものと決しました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております新年度予算の第8号議案一般会計予算のうち、民生経済委員会の付託されました所管部分並びに第9号議案特別会計国民健康保険事業予算、第10号議案住宅新築資金等特別会計予算、第13号議案老人保健特別会計予算、第15号議案介護保険事業特別会計予算及び第17号議案病院事業会計予算につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計予算の主なものを申し上げます。一般会計歳出予算額170億200万円に占める構成比は、3款民生費では72億600万円で42%を占め、対前年度比5,400万円の増額となっております。この財源の主なものは、国県支出金33億2,500万円と、一般財源36億7,000万円となっております。また、この増額の主な要因は、国保事業、老人保健、介護保険特別会計等への繰出金の増額や、生活保護対象者の増加による扶助費の増額などによるものです。

続いて、4款衛生費では11億7,200万円で7%を占め、対前年度比3,000万円の減額となっております。この財源の主なものは、国県支出金2,200万円と一般財源11億4,400万円です。また、この減額の主な要因は、遠賀中間地域広域一部事務組合負担金2,200万円や環境基本計画に1,200万円がそれぞれ減額しています。

以下、6款農林水産業費9,400万円で0.6%、7款商工費は7,400万円で0.4%となっております。また、他会計への繰出金については、特別会計国民健康保険事業に3億6,500万円、介護保険事業特別会計に4億4,300万円、老人保健特別会計に4億7,400万円、病院事業会計に1億4,800万円となっております。さらに、他団体への補助金としては、社会福祉協議会補助金6,500万円が主なものです。

所管別的内容で申しますと、児童福祉関係では、児童福祉施設入所扶助費として私立保育所5カ所分6億2,000万円、児童手当2億400万円、児童扶養手当3億3,700万円などが主なものです。本年度は、新たに中間市次世代育成支援対策地域協議会が設置され、計画の実施状況の点検や評価が継続的に行われることとなっております。さくら保育園では園の運営費7,100万円のうち、光熱水費480万円、賄材料費1,300万円が計上されております。この保育園の定員は195名で、現在179名程度の園児が入所しております。

障害者福祉関係では、身体障害者福祉施設訓練支援費や、身体障害者居宅介護支援費、身体障害者補装具などの扶助費1億7,500万円や、知的障害者福祉施設の入所者及び通所者支援費としての扶助費2億6,700万円が主なものです。

生活保護関係では、扶助費が24億8,000万円計上され、内訳の主なものは生活扶助費8億3,500万円で920件分、医療扶助費14億800万円で2,832件分、住宅扶助費1億8,300万円で745戸分が計上されております。なお、本年2月末現在の生活保護対象者数は966世帯、1,520人となっております。

高齢者福祉関係では、委託料8,600万円の主なものは自立者のデイサービス利用のための委託料として生きがい活動支援通所事業委託料2,700万円、在宅介護支援センター2カ所分の運営委託料1,400万円、配食サービス委託料については285名分、2,000万円が計上され、対象者は概ね75歳以上の方となっております。また、負担金補助及び交付金では、広域事務組合負担金として遠賀静光園分1,400万円やシルバー人材センター運営費補助金2,100万円が主なもので、扶助費7,400万円の主なものは老人福祉施設入所者措置費5,900万円、紙おむつ支給のための在宅介護支援事業に750万円などとなっております。

地域総合福祉会館では、会館運営に要する経費5,000万円のうち、光熱水費3,100万円、衛生設備等保守点検委託料440万円や清掃管理業務委託料550万円が主なものです。

健康増進関係では、扶助費として乳幼児医療費5,100万円、重度心身障害者医療費1億7,000万円、母子家庭等医療費7,500万円が主なもので、また各種保健対策事業に要する経費で、がん検診、基本検診、健康教育、母子保健事業等の委託料5,900万円が主なものです。本年度は、全市民の健康管理データをコンピューターで一元管理し、より効率的な健康対策を講じるためのシステムの導入費として使用料に370万円が計上されております。

農林関係では、農地費の農道整備工事費として、前年度に引き続き、鞍手町と共同施工いたします「境川水路改修工事」につきましては、鞍手町の負担分1,000万円を含む工事延長370メートルやその他、川西五地区の農業用水路底張工事、延長1,400メートル分に3,600万円が計上されております。

商工関係では、中小企業への貸付金のための預託金として1,900万円、商工業振興費の筑前中間まつり補助金1,200万円、中間商工会議所補助金330万円などが主なものです。

環境保全関係では、広域事務組合への負担金として火葬場運営に1,700万円、じん芥処理に3億8,700万円、し尿処理に3億1,900万円、広域事務組合事務所負担金に4,800万円、また委託料では、市民トイレ清掃委託料23個所分330万円、衛生・不法投棄等回収業務委託料320万円の計上が主なものです。

人権推進関係では、人権対策推進に要する経費として2,100万円、人権のまちづくりセンター運営に要する経費1,200万円が計上されております。人権推進課には、嘱託職員、臨時職員を含め人権のまちづくりセンターに4名、隣保館に4名、岩瀬南町集会所に4名の計12名が配置しております。

委員から、人権センター、隣保館、集会所の職員数は変わらないのか、また隣保館内に団体事務所がある問題は解消したのか。などの質疑があり、執行部から、解消したとの答弁がなされております。

次に、国民健康保険事業予算について申し上げます。予算の総額は歳入歳出それぞれ53億5,200万円となっており、前年度に比べ4億5,500万円の増額予算となっております。この増額の主な要因は、保険給付費等の増額が主なものです。歳入を財源別に申しますと、国と県からの支出金が18億7,700万円で35%、国民健康保険税徴収金や一般会計繰入金などの一般財源が20億6,400万円で39%、社会保険診療報酬支払基金等からの交付金14億1,000万円で26%となっております。歳出の主なものは、保険給付費36億4,300万円、老人保健拠出金12億7,700万円、介護納付金2億3,300万円となっており、本年2月末の国保の加入世帯数は1万779世帯で、加入率は全世帯数の54.9%、被保険者数は1万9,669人で加入率は40.8%となっております。

討論において委員から、国保の滞納者が多い収納率をどう上げるか、また収納できるように努力し、国保の減免を含めて福祉、保健、医療の連携や予防医療の充実をしてほしいとの要望があつてあります。

次に、住宅新築資金等特別会計予算については、予算の総額は歳入歳出それぞれ3,900万円となっております。このうち歳出の主なものは公債費3,900万円で、これは起債に伴う元利償還金です。歳入については、公債費の利子に対する県の補助金として540万円、諸収入として各貸付金の元利収入3,300万円が計上されております。

委員から、住宅新築資金返還について、和解、勝訴したものの支払い状況等についての質疑があり、執行部から、過去に勝訴22件、和解12件、敗訴5件、不起訴1件の計40件の裁判を行っているが、裁判後の償還状況は、支払い中5件、未払い120件、行き先不明10件、死亡5件となっています。との答弁がありました。

討論において委員から、赤字の原因は不正貸付によるものであり、この予算は認められないとの反対意見がありました。

次に、老人保健特別会計予算については、予算の総額は歳入歳出それぞれ63億8,200万円で、前年度に比べて7,500万円の増額予算となっております。歳入を財源別に申しますと、国と県からの支出金が23億800万円で36%、一般会計繰入金などの一般財源が4億8,000万円で8%、社会保険診療報酬費支払基金等からの交付金が35億9,300万円で56%となっております。歳出の主なものは、医療諸費63億6,700万円、歳出総額の99%が医療費となっております。老人医療対象者数は、本年1月末現在で7,193人となっております。

次に、介護保険事業特別会計予算については、予算の総額は歳入歳出それぞれ27億5,500万円で、前年度に比べ1億4,400万円の増額予算となっております。この増額の要因は、介護認定者やサービス利用者の増加等によるものであります。歳入を財源別に申しますと、国と県からの支出金が9億9,200万円で36%、第1号被保険者保険料徴収金、一般会計繰入金などの一般財源が9億1,700万円で33%、社会保険診療

報酬支払基金等からの交付金が8億4,500万円で30%となっております。歳出の主なものは、要支援、要介護者への介護サービス費用等に充てる保険給付費として26億3,100万円が計上され、この費用は歳出総額の95%を占めております。本年度は、第2期介護保険事業計画の最終年度であり、次期計画の策定年度であります。

委員より、新規事業として筋力トレーニング等の予防重視型システムについての質疑があり、執行部より、国の制度改正に伴い全国的に要支援や要介護1のいわゆる軽度者の割合が高く、介護保険財政圧迫の主要な原因となっている。このことから国としても、その対策として予防重視型システムの構築が図られている。当市における要介護1、要支援者の軽度者の占める割合は56%、費用に占める割合が44%と高いことから、制度の持続性を考えて何らかの対策が求められていたが、国が一応の方針を示したことから、なるべく早期に対策を講じたところである。具体的には、本年度予算の中に、新たに保健福祉事業として100万円の予算を組み、筋力トレーニングを中心としたシステムの構築と運営を在宅介護支援センターとも連携しながら実施する計画で、今から整備し内部で方針を検討していきたいとの説明があつてあります。

討論において委員から、高齢者の医療費や介護保険料の利用料の減免制度が必要であるとの反対意見がありました。

最後に、病院事業会計について申し上げます。収益的収支では、医業収益と医業外収益を合わせた病院事業収益は23億7,200万円で、前年度より0.2%の減額が見込まれております。17年度は診療報酬改正がないことから、医業収益をほぼ前年度並みに見込んでいるところであります。との説明があつてあります。医業収益の主なものは、入院収益11億8,500万円と、外来収益10億5,400万円で、入院患者数は1日平均112人、年間延べ4万880人を見込んでおり、外来患者数は1日平均389人、年間延べ10万5,419人が見込まれております。また、医業外収益の主なものは、他会計負担金2,200万円と他会計補助金4,700万円で、これらは一般会計からの繰入金となっております。

次に、病院事業費用は23億7,100万円で、前年度より0.2%の減となっており、このうち医業費用では、職員98名等の人物費11億2,100万円、薬品費、診療材料費等の材料費8億9,600万円、光熱水費、検査及び医療業務委託料等の経費2億6,700万円が主なものとなっております。医業外費用では、企業債の利子償還金3,400万円が主なものとなっております。続いて、資本的収入及び支出では、資本的収入7,700万円は企業債元金の償還に充当するための一般会計からの負担金です。対前年度比4.8%の増額となっております。

次に、資本的支出1億3,100万円の主なものは、医療器械購入のための固定資産購入費1,500万円、企業債償還元金1億1,600万円です。資本的収入額が支出額に不足する額5,300万円は、損益勘定留保資金で補てんする予定であります。

以上が、当委員会に付託されました各議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第8号議案、第9号議案、第10号議案、第13号議案、第15号議案については、賛成多数で原案どおり可決すべきと、第17号議案につきましては全員賛成で可決いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、岩崎悟建設水道委員長。

建設水道委員長（岩崎 悟君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第8号議案、第11号議案、第12号議案及び第16号議案の新年度予算4件につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

なお、新年度予算に対する主な工事関係につきましては現地調査を行い、執行部より詳細な説明を受けました。

まず、一般会計予算について説明をいたします。歳出の主なものを申し上げます。総務費の財産管理費では、岩瀬1号線、行幸尾塘ノ内線街路事業に伴う代替地取得分のための公有財産購入費や自由ヶ丘急傾斜地崩壊対策事業に伴う地元負担金及び下水道受益者負担金等が計上されております。また、交通安全対策費では市内街路灯の維持補修費及び区画線、カーブミラー、街路灯、ガードレールの設置工事費が計上されております。環境衛生費では、合併処理浄化槽補助事業として24基分の予算が計上されております。失業対策費では、特定地域開発就労事業に従事している就労者に対する引退者特例援助金等や、特定地域開発就労事業として通谷団地内道路改良工事1工区外6路線の工事費が計上されております。道路橋りょう費では、市内各所の道路舗装、側溝等の補修工事や、外扇通谷線道路改良工事外6件の工事費、また県道中間水巻線改良工事の負担金が計上されております。河川費では、ポンプ座維持管理費に要する経費や市内の水路浚渫工事費等が計上されております。都市計画費では、県事業である犬王古月線、仮家大膳橋線等の街路事業の地元負担金、公園費では、都市公園、児童遊園、緑化事業の除草、樹木剪定委託などの整備に要する経費が計上されております。街路事業費では、吉田ぼた山周辺事業に関連する岩瀬東部地区開発事業が本格的に開始され、今年度は土地開発公社が代行取得しております塘ノ内砂山線街路事業に伴う用地購入費及びその他2路線の実施設計委託料を計上いたしております。住宅費では、土手ノ内公営住宅の建替工事を平成17年度及び18年度の2カ年事業で行い、本年度は全戸数33戸のうち18戸を着工する経費が計上されております。

なお、歳入につきましては、国庫補助金として労働費国庫補助金3億3,221万円と、土木費国庫補助金1億7,606万円、市営住宅使用料等の土木使用料8,326万円及び

不動産売払収入5,500万円が主なものであります。

次に、地域下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,490万円となっております。歳出の主なものを申し上げますと、終末処理費では中鶴と曙下水処理場の維持管理費及び下水道管の補修工事費等が計上されております。歳入では、下水道使用料が主なものであります。

次に、公共下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。歳出の主なものを申し上げますと、総務費では、受益者負担金の各年度及び全期一括納入者に対する報償金や北九州市への下水道処理負担金などが計上されております。下水道維持管理費では、蓮花寺中継ポンプ場の維持管理に要する経費が計上されております。建設費では、上底井野地区外36地区で実施する管渠築造工事費が計上されております。また、県事業であります遠賀川下流流域下水道事業では、水巻中間幹線等の建設負担金が計上されております。

以上により、17年度末における中間市の公共下水道普及率は32%から34.9%に、公共下水道の下水処理量は16年度の108万トンから115万トンになる見込みであります。

歳入では、受益者負担金として7,303万円、公共下水道使用料として1億5,413万円、国庫補助金として2億円、一般会計からの繰入金6億6,463万円、消費税還付金1,500万円、市債9億5,440万円が主なものであります。

また、本年度は蓮花寺中継ポンプ場を県へ有償譲渡するため、財産売払収入を2億3,211万円計上いたしております。予算の総額は歳入歳出それぞれ23億227万円となっております。

最後に、水道事業会計予算についてご説明申し上げます。本年度の事業予定量は、中間市、遠賀町合わせて2万6,784戸の給水戸数を見込んでおり、年間総給水量は785万立方メートルで、有収率は90.1%が見込まれております。収益的収入の水道事業収益の主なものは、営業収益では11億8,069万円、営業外収益では県及び遠賀町分を含めた下水道工事に伴う配水管布設替費用など6,574万円が計上されております。支出の水道事業費用では、営業費用の主なものは人件費で、そのほかに水源の病原菌対策等の薬品費、給水区域内の漏水防止対策費などで10億3,445万円、営業外費用では企業債の借入金利息や下水道工事に伴う配水管移設の委託工事費用など1億9,833万円が計上されております。収益的収支では、水道事業収益12億4,645万円に対し、水道事業費用12億3,791万円が計上され、854万円の利益が見込まれております。また、資本的収入2億4,193万円に対し資本的支出6億2,379万円が計上され、収入が不足する額3億8,186万円は当年度損益勘定留保資金及び減債積立金等の自己財源で全額補てんすることとなっております。

今年度の主な建設改良事業としては、配水管の改良工事を重点的に実施することとなっております。主な工事としては、中間地区では市道垣生団地1号線から3号線までの配水

管布設替工事など 17 件、遠賀地区では町道木守松の本線配水管布設替工事など 4 件、計 21 件の工事が計画されております。

以上、4 議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしますして、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

議員（6 番 青木 孝子君）

平成 17 年度予算のうち一般会計予算と特別会計では、国民健康保険、老人保健、介護保険、住宅新築資金、以上 5 件について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

小泉政権のもとで、医療費の自己負担増や年金給付額の削減、年金保険料の引き上げ、介護保険料の引き上げなど社会保障制度の改悪が繰り返されてきました。今年 1 月からは、公的年金控除の縮小と所得税の老年者控除が廃止され、これによって非課税だった多くの年金生活者が課税になるうえに、介護保険料や国民健康保険税など各種社会保険料が連動して上がります。また、サラリーマンには定率減税の縮小、廃止が計画されています。

「老いも若きも負担増」とマスコミも報道していますように、小泉政権は大幅な利益を上げる大企業や高額所得者の減税には手をつけず、財政難を口実に庶民にばかり負担を押しつけています。こんなときこそ、住民の安全、健康及び福祉を保持するという地方自治法にのっとり、不要不急の事業の見直しやムダをなくす効率的な行政改革を進め、市民の暮らしや福祉を守る予算や施策が求められます。

高齢者福祉の施策では、高台に生活する高齢者や障害者が役所や病院、また買い物に利用できるコミュニティバス運行事業として 230 万 7,000 円を計上し、4 月から試行運転されます。また、平成 16 年度は 75 歳以上の高齢者生活実態調査が行われましたが、「必要なアドバイスが得られた」とか、「自分のことを気にかけてもらって安心した」と高齢者から感謝の声が挙がっています。そして、地域に出向くことで生活問題の早期発見ができ、介護の重症化を予防でき、孤独死といった不幸な事態を最小限に回避できることが再認識されました。新年度は、70 歳以上の高齢者を対象に実施する予算が計上されています。高齢化社会を生き生き過ごすまちづくり施策として評価できるものです。こうしたきめ細かな施策は、4 キロ四方の小さい中間市だからこそ効率よく実施できます。

少子化対策として要求してきました、子育てと仕事の両立を支援するための病後児保育

事業の予算が計上されており、働くお母さんたちから喜ばれています。

2款総務費、戸籍住民基本台帳作成事務に要する経費として3,236万9,000円を計上しています。2002年8月、共産党市議団は情報漏えいがあれば中間市民のプライバシー保護のため接続を直ちに中断することを市長に申し入れいたしました。今、全国では個人情報の漏えいが問題になっています。再度、情報漏えいがあれば中断することを強く求めるものです。

5款労働費、失業対策総務費として7億3,206万9,000円を計上していますが、石炭六法が三十数年前に施行されて以来、中間市では道路や住宅の改良、公園の整備など地域の環境整備の多くを国の失業対策制度事業に依拠して行ってきました。特定開発就労事業は、平成18年3月をもって終了しますが、経過措置として平成22年まで続けられる予定です。この事業は、北九州市との合併が白紙になり、引き続き国の制度事業が活用できるようになったものです。この事業が平成22年まで続くなら、市内全域にわたって生活道路が一層整備されることになり、その間、雇用の場を確保することもできます。

8款土木費、土手ノ内公営住宅建替事業として4億276万3,000円を計上していますが、住民の切実な要望である住環境整備事業です。新年度の国家予算では、前年度からの街づくり交付金が拡充されるとともに、地域住宅政策交付金や地域介護・福祉空間整備等交付金、また次世代育成支援対策施設整備費等交付金が創設されました。これら交付金を活用し、全市的に市営住宅建替の促進を図るべきです。

10款教育費、小中学校トイレ等施設改善工事費として3,000万円が計上されています。建設費が約4,000万円のウォシュレット付き市民トイレより学校のトイレ改修を優先すべきだと、学校施設の視察も行いトイレの改修を求めてきましたが、3Kトイレといわれている「汚い、臭い、恐い」が解消されることになります。また、5月20日、福岡西方沖で地震が発生し、中間市は震度5でしたが、学校のコンクリート壁に亀裂ができたり、校舎の窓ガラスにひびが入るなどの被害がありました。早急に、学校校舎の耐震対策を講じるよう求めるものです。

国の同和対策事業の法律は、平成13年3月31日で終結したにもかかわらず、4款衛生費、人間ドック委託料415万1,000円、10款教育費、同和地区子ども会等少年団育成費286万5,000円と、人権に関する学習機会の提供として312万8,000円が計上されています。これらはすべて県補助金ですが、同和事業をすすめる国の法律もなくなっています、きっぱりやめるべきです。

また、納骨堂管理委託料や市有墓地等草刈委託料、また隣保館事業は一般対策に移行したといつても従来の同和事業を温存しており、問題です。

3款民生費、人権対策総務費、人権のまちづくりセンター運営に要する経費として1,200万4,000円を計上し、人権のまちづくりセンター4名、隣保館4名、岩瀬南町集会所4名の職員体制で運営するというものです。特別扱いをするこれまでの同和行政

を踏襲するものであり、認められません。人権のまちづくりセンターと隣保館、岩瀬南町集会所を早急に統廃合し、職員体制や施設の事業内容を見直し、施設を有効活用すべきです。

次に、国民健康保険、老人保健、介護保険について反対討論いたします。

国民健康保険財政は、1984年に国庫負担率を医療費の45%から38.5%に引き下げたことから行き詰りました。赤字を解消するためといって国保税が引き上げられ、払いたくても払えないほど高い保険税になりました。滞納者にペナルティとして資格証明書や短期保険証を発行していますが、医療を受ける権利を奪うことは許されません。低所得者の減免を求めるものです。健全な国民健康保険財政にするには、国庫負担を増やすこと、健康管理を重視し、病気の早期発見、早期治療、在宅ケアの充実を進め、医療費の軽減を図ることです。要介護認定を受けながら、サービスを利用していない人は中間市で400人もいます。誰もが安心して利用できる介護保険にするには、低所得者の利用料や保険料の減免は不可欠です。

ちなみに、全国の減免の実施状況は、保険料は843保険者、利用料は888市町村まで広がっています。また、苦情処理やサービス事業所を監視指導する第三者機関のオンブズパーソン制度の設置を求めるものです。

同和住宅新築資金の滞納による累積赤字は、平成15年度末で5億7,976万円になっています。この赤字は、法律を無視し、必要な書類をそろえなくても、また生活保護受給者でも貸し出しするなど、ずさんな貸し出しによって生じたものです。条例に違反した貸し出しが赤字の原因であり、同和住宅新築資金会計は認められません。

最後に、病院事業会計について賛成討論いたします。

市立病院は公立病院としての役割を果たすため、患者の治療とともに保健センターと連携し、予防医療の事業を進めること。また、新薬先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替え、患者負担を軽くするとともに、医薬材料費を下げ、総医療費を抑制することを議会のたびにただしてきました。平成15年度の1人当たりの老人医療費は全国平均75万6,635円ですが、中間市は91万2,059円となっており、予防医療の充実とジェネリック医薬品への切り替えが求められます。厚生労働省が国立病院へ新薬偏重を見直すことや、後発医薬品の使用を促進することの通知を出したことから、ジェネリック医薬品の採用が広がっています。北海道道立病院では、ジェネリック医薬品の使用が品目で3.59%から7.4%になったことで、医療費が約3,100万円節減できています。新年度予算審議では、ジェネリック医薬品への切り替えの目標を10%にすることや、住民の命と健康を守るために総合的な地域医療の確立などが提案され、公開講座費は38万円の計上で、前年度比62万円減額するなど、経営改善の努力がうかがえます。

以上で、新年度予算の討論を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより第8号議案から第17号議案までの平成17年度各会計予算10件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第8号議案平成17年度中間市一般会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案平成17年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案平成17年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案平成17年度中間市地域下水道事業特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案平成17年度中間市公共下水道事業特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案平成17年度中間市老人保健特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案平成17年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成17年度中間市介護保険事業特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成17年度中間市水道事業会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案平成17年度中間市病院事業会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

・

・

### 日程第17. 請願第3号(平成15年)

議長(杉原 茂雄君)

日程第17、平成15年請願第3号中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願

取り下げの件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますように、請願者より請願取り下げ申し出書が提出されました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成15年請願第3号中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願取り下げについては、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、平成15年請願第3号中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願取り下げの件については、これを承認することに決しました。

・

・

#### 日程第18. 請願第2号(平成16年)

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第18、平成16年請願第2号北九州市との合併中止を求める請願取り下げの件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますように、請願者より請願取り下げ申し出書が提出されました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成16年請願第2号北九州市との合併中止を求める請願取り下げの件については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、平成16年請願第2号北九州市との合併中止を求める請願取り下げの件は、これを承認することに決しました。

・

・

#### 日程第19. 意見書案第1号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第19、意見書案第1号発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

議員(13番 掛田るみ子君)

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書案の趣旨説明を行います。

文部科学省の調査によると、発達障害の可能性があり支援が必要な児童生徒は6%以上とされています。本年4月から、発達障害者支援法が施行されるに当たり、市町村が発達障害の早期発見や支援をより効果的に行うために、国に対し以下の項目についてより具体的な施策の早期実現を要望するものです。

1、支援体制整備のための財政の支援。1、乳幼児診断の充実と新たな児童健診及び就学児健診制度の確立。

1、保育園、幼稚園、放課後児童クラブへの受け入れと指導員の養成、配置。1、就労のための雇用支援コンサルタント相談員の配置。1、専門医の養成と人材確保。1、発達障害者への理解と意識啓発の推進。

以上、議員の皆様のご賛同をよろしくお願ひいたします。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第1号発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

・ · ·

日程第20．意見書案第2号

日程第21．意見書案第3号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第20、意見書案第2号及び日程第21、意見書案第3号の意見書案2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

消費税の増税に反対する意見書案の提案説明をいたします。

政府は、社会保障を確保するための財源として2007年度をめどに消費率の引き上げ

を計画していますが、竹下内閣が消費税を導入するときも、福祉のため、社会保障のためということを最大の口実にしてまいりました。消費税は、16年間で148兆円になり、国民1人当たり120万円くらい納めてきた計算になります。ところが、消費税が導入されてから年金の支給開始年齢の繰り上げや、年金給付の引き下げ、またサラリーマンや老人医療費の窓口負担も増え、介護保険の導入で国が介護にかけるお金を2,500億円も削り、その分を介護保険料として国民にかぶせるなど、社会保障が次々と改悪され、「消費税を導入しても社会保障はよくならなかった」と多くの国民が実感しています。

ところが、社会保障目的税にすれば、他の用途に使えないから大丈夫だといって消費税率の引き上げをしようとする動きもあります。しかし、目的税にすると、軍事費や公共事業費には使えなくなりますが、企業の保険料負担の軽減に使うのなら何の制限にもならず、さらに心配なのは、社会保障予算はすべて消費税で賄うということになりかねないことです。今の社会保障の給付を全部消費税で賄うと、税率は40%ぐらいになります。ヨーロッパでも所得課税を社会保障目的税にしている国はあっても、消費税を社会保障目的税にしている国はありません。社会保障の目的は、国民の基本的人権としての生存権を保障することです。ところが、消費税は最低限度以下の生活水準の人からも情け容赦なく税金をとるものであり、社会保障の理念に反する税であるといえます。

社会保障費の財源を確保するには、公共事業費が社会保障費よりはるかに多い財政構造を改革し、関西空港第2期事業などの大型公共事業の浪費を削減することです。国民が納めた税金が社会保障に使われる割合は、日本は29%ですが、イギリスやドイツでは43%です。日本が欧州並みに引き上げると、年間10兆円が社会保障に回ることになります。また、企業が税や社会保険料を負担している割合は、欧州諸国の50%から80%に過ぎず、これを欧州並みにすると、高齢化社会を支える財源も確保できます。政府の税制調査審議会答申では、財政を再建するには消費税を増税しなければ、今でも大変な財政が破綻してしまうとも言っています。しかし、1997年に、橋本内閣が財政を再建するために消費税率を5%に引き上げたうえ、医療改悪などを含め9兆円の負担増を国民に押しつけた結果、立ち直りかけていた景気が急速に悪化したことからも、消費税の増税が財政の建て直しにならないことを示しています。

また、税制調査審議会答申では、消費税増税の論拠として広く薄く国民みんなに負担をしてもらうためといつており、財務省も税負担が一部の国民に偏っているとか、みんなで国を支えてもらうためには消費税が必要であるなどと宣伝しています。しかし、総務省の全国消費実態調査から、消費税の負担率を推計すると、年収200万円未満の低所得者の場合、消費税の負担率は5.1%ですが、年収2,000万円以上の高額所得者の場合はかなりの収入が貯蓄に回るので、消費税率の負担率は1.4%にしかなりません。消費税率を10%にすると、年収200万円未満では、負担率は10.2%となり、年収2,000万円以上では、負担率は2.8%に過ぎません。消費税は、所得の多い人には多く、少ない

人には少なく、また必要生活費には税金をかけないという累進課税の原則に反する逆進性の強い課税です。

以上のことから、政府に対し所得の少ない人ほど負担が重くなる消費税は、これ以上増税しないよう求めるものです。ご賛同をお願いして提案説明を終わります。

次に、障害者に過重な負担を強いる応益負担導入をやめ、障害者福祉制度の充実を求める意見書案の提案説明をいたします。

政府は、2月10日、障害者が福祉サービスを利用する際、1割負担とすることなどを盛り込んだ障害者自立支援給付法案を国会に提出しました。政府は、5年前に、支援費制度を導入したとき、サービスは自分で選択でき、しかも利用料は所得に応じてお金を払う応能負担で行うとしていました。ところが、政府はたった5年でこの約束をくつがえし、障害者が利用するサービス量が増えれば増えるほど自己負担が増える応益負担に切り替え、利用料は原則として1割負担にするというものです。

例えば、現在の支援費制度では訪問介護の場合、住民税非課税の人まで無料となっており、実際には95%の人が費用負担なしでサービスを受けています。ところが、1割負担になりますと、訪問介護の利用料は住民税非課税の世帯、年収80万円未満でも平均で1ヶ月8,400円の負担になります。また、通所施設を利用すると、1ヶ月1,000円が1万9,000円、入所施設では1万1,000円が約3万円になります。障害者の収入は、ほとんどが障害基礎年金で、1級で月額8万2,000円、2級で6万6,000円なので、利用料が応益負担になると大幅な負担増になり、訪問介護を利用できなくなる人や、施設に通えなくなる人、また施設から出でいかなければならない人がたくさん出てきます。

さらに、法案では精神障害者やてんかん患者の通院医療費公費負担制度を廃止し、これまで5%だった医療費を10%にしようとしています。経済的な負担を増やす制度改悪は、心の病を抱えている人に不安をあおることになり、病状を悪化させ、命にもかかわることになります。これでは、自立支援どころか、自立と社会参加の道を閉ざす弱者切り捨てといわざるを得ません。

以上のことから、政府に対し障害に過重な負担を強いる応益負担導入をやめ、障害福祉制度の充実を求めるものです。

ご賛同のほどをお願いいたしまして、提案説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第2号及び意見書案第3号の意見書案2件を順次採決をいたします。

議題のうち、意見書案第2号消費税の増税に反対する意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立少数であります。よって、意見書案第2号は原案否決されました。

次に、意見書案第3号障害者に過重な負担を強いる「応益負担」導入をやめ、障害者福祉制度の充実を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

• •

## 日程第22. 意見書案第4号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第22、意見書案第4号全頭検査などによるBSE対策継続を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。久好勝利君。

議員(7番 久好 勝利君)

意見書案第4号全頭検査などによるBSE対策継続を求める意見書案について提案説明を行います。

アメリカのライス国務長官の来日で、牛肉が大きな問題になっています。アメリカで2003年12月にBSE発生が確認されて以降、日本はアメリカからの牛肉輸入を停止しています。日本政府は2001年9月に、国内で初めてBSE感染牛を確認したことを受け、牛の全頭検査や耳に番号札をつける生産履歴システムを導入し、世界一厳しいBSE対策に取り組んできました。日本への牛肉輸出を再開したいアメリカは、月齢20ヶ月未満の若い牛では、原因物質が蓄積しにくく検査しても感染を検出できないからと、日本のBSE対策の柱である全頭検査を放棄させ、アメリカに都合のいいやり方で牛肉輸入再開を日本に迫っています。

ところが、生産履歴システムのないアメリカでは、月齢20カ月未満という認定そのものが不可能なので、牛の肉質などで評価する牛肉の格付で月齢を判断するという方法を編み出しています。年間3,500万頭の牛の屠畜を行うのに肉質を検査する検査官はわずかに1,600人ですから、1人が1日に数百頭の牛を検査することになります。しかも、検査は目視、目で見るだけの小さなものです。牛肉の格付で月齢を判別するというやり方は、世界に通用するものではありません。このことは、アメリカ政府の食品検査官の報告でも、現在のアメリカの食肉加工場の状態では危険物質が食品供給に入り込む可能性が高いと告発していることからも明らかです。

また、屠畜を行っている牛の中で、BSE検査の対象としているのは牛肉として出荷する牛のわずか0.7%だといわれています。こんな小さな検査では安全だといわれても、根拠もなく信頼できません。日本で国内初の異変型ヤコブ病が先月発覚し、国民の不安が高まっているなかで、日本政府は生後20カ月以下の牛を全頭検査から除外するというアメリカに迎合するBSE対策見直し案を内閣府の食品安全委員会に諮問しています。報道によりますと、アメリカの圧力に屈した形での結論を、今出そうと委員会はしているようあります。

食品安全に対する国民の不安を解消するためには、日本のBSE対策の基準を緩めるのではなく、米国産牛肉についても日本と同等の牛の全頭検査や生産履歴システムがとられることを輸入の条件にするべきです。そのためにも、現在、日本政府が行っている全頭検査、生産履歴システムなどによるBSE対策の継続を強く求めるものです。

ご賛同いただきますようよろしくお願ひいたしまして、提案理由の説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案4号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第4号全頭検査などによるBSE対策継続を求める意見書を起立によ

り採決をいたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

・

・

### 日程第23. 議会運営委員会委員の選任

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第23、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員会条例第4条の規定により、議会運営委員の任期は平成17年4月29日までとなっています。

そこで、本日、議会運営委員の選任を行うものであります。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条の第1項の規定により、中家多恵子さん、植木種實君、青木孝子さん、堀田英雄君、湯浅信弘君、上村武郎君、下川俊秀君、片岡誠二君、以上8名の諸君の指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君の議会運営委員に選任することに決しました。

この際、皆さんにお知らせをいたします。議会運営委員の任期については、委員会条例第5条ただし書の規定により、平成17年4月30日からでありますので、ご承知ください。

・

・

### 日程第24. 常任委員会委員の選任

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第24、常任委員会委員の選任を行います。

委員会条例第3条の規定により、常任委員の任期は平成17年4月29日までとなっております。

そこで、本日、常任委員の選任を行うものであります。

お諮りをいたします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、佐々木晴一君、岩崎三次君、湯浅信弘君、上村武郎君、米満一彦君、下川俊秀君、杉原茂雄、以上7名を総務文教委員に。

中家多恵子さん、山本慎悟君、青木孝子さん、井上久雄君、掛田るみ子さん、佐々木正義君、片岡誠二君、以上7名を民生経済委員に。

植本種實君、久好勝利君、堀田英雄君、香川実君、岩崎悟君、井上太一君、以上6名を建設水道委員に、それぞれ指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君のそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

この際、皆さんにお知らせをいたします。常任委員の任期については、委員会条例第5条ただし書の規定により、平成17年4月30日からでありますので、ご承知ください。

・ · ·

#### 日程第25.第24号議案(平成16年)

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第25、平成16年第24号議案中間市政治倫理条例を議題といたします。

ただいま議題となっております平成16年第24号議案については所管の総務文教委員長から、目下、委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、総務文教委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

・ · ·

#### 日程第26.第28号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第26、第28号議案を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長(大島 忠義君)

第28号議案平成16年度中間市一般会計補正予算(第6号)についての提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、毎年、年度末に財源対策債が確定いたしますが、その確定額の増額を受けまして、地方債補正の変更をいたすものであります。

財源対策債の総額は、前回の5号補正予算で1億8,500万円を予算計上いたしておりましたが、今回、対象事業の端数調整で県より100万円さらに追加する通知があり、総額1億8,600万円となっております。

このことにより、歳入に市債の追加100万円の補正を計上いたしております。歳出予

算につきましては、全額、財政調整積立金への積み立てといたしております。

以上により、歳入歳出予算100万円を追加し、予算の総額を178億2,802万円とするものであります。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（杉原 茂雄君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております第28号議案は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

これより第28号議案平成16年度中間市一般会計補正予算（第6号）を起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

・

#### 日程第27.会議録署名議員の指名

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第27、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において、久好勝利君及び米満一彦君を指名いたします。

・

議長（杉原 茂雄君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成17年第1回中間市議会定例会はこれにて閉会をいたします。

午前11時43分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 杉原茂雄

議員 久好勝利

議員 米満一彦